

知財の話題

初期ミッキーマウスの著作権保護期間？

“初期ミッキーマウス”の著作権が満了したとの報道が2023年末頃にあったことを記憶されている方も多いと思います。

初期ミッキーマウスの『蒸気船ウィリー』の公表は1928年です。

米国においては、1998年著作権延長法により法人著作物（職務著作）の保護期間は「公表後95年または創作後120年」に改正され、初期ミッキーマウスの保護期間は2023年まで延長され、2023年末に著作権が切れて『パブリックドメイン』となったと考えられます。ただし、初期ミッキーマウスに色付けしたものなどは別の著作物として取り扱われ、著作権の保護対象となるため、気を付ける必要があります。

では、日本国での初期ミッキーマウスの著作権は、保護期間は切れているのでしょうか？

先ず、「映画著作物」として考えるなら、日本では公表後70年ですから1998年までとなるはずですが、第二次大戦による「戦時加算（3,794日）」をする必要があり、2008年まで延長された可能性があると考えられます。

他方、初期ミッキーマウスが「個人著作物」として考えるなら、著作者であるウォルト・ディズニー氏の没年は1966年ですから、死後70年+戦時加算で2046年までと考えられますが、初期ミッキーマウスには共同著作者がおられ、共同著作者のアブ・アイワーツ氏の没年は1971年であり、故に、2051年までと考えられます。

初期ミッキーマウスについては、実務上は法人著作物であると捉えがちですが、法務リスクを考慮すれば、商業に使用しない選択肢を選ばれた方がよいと考えます。

年代が古い著作物を使用したい場合には、以上のような種々の観点を考慮する必要があり、単純に大丈夫として使用せず、一步踏みとどまって、専門家等の知見を得ることをお勧め致します。

（参考）文部科学省「著作権の保護期間に関する戦時加算について」

URL : https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/021/07091009/006.htm

INPIT 滋賀県知財総合支援窓口 吉井映滋（支援担当者）